

柳田商業振興協同組合が発行する 「商品券」の利用終了及び払戻実施のご案内

柳田商業振興協同組合は、当組合発行の「商品券」につきまして、平成30年3月31日(土)をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻の手続を行います。
「商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、払戻期限内に以下の方法により払戻の手続を行っていただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻対象となる「商品券」について

○対象となる商品券は下記に掲載の商品券(6種類)となります



2. ご利用終了日

平成30年3月31日(土)

3. 払戻期間

平成30年4月2日(月)～平成30年6月29日(金) [午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)]

※上記払戻期間内に申し出がない場合、当該払戻の手続から除外されますので、ご注意ください。

4. お申出方法

未使用の「商品券」を柳田商業振興協同組合までご持参ください。(郵送受付はいたしません。)

5. 払戻方法

未使用の「商品券」を確認のうえ、その場で全額現金にて払戻いたします。

6. 払戻場所及びお問い合わせ先

柳田商業振興協同組合(能登町商工会柳田支所内)

〒928-0331 石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部49番地

TEL: 0768-76-0066

※受付時間は午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)